

Ⅳ 出 願

1 出願資格

本学に入学を出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者である。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者（令和6年4月以降に卒業を認められた者を含む。以下同じ。）
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定（第6号を除く。）により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者

〔参考〕学校教育法施行規則第150条の規定内容

- 1 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 2 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 7 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

注1 大学入学共通テストについては、出願する学部・学科等が指定する「2 入学者選抜の利用教科・科目等」（27ページから80ページまで）を受験していなければ、出願資格を満たしていないことになり、出願できない。

ただし、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜Ⅰ、総合型選抜Ⅰ、社会人選抜、私費外国人留学生選抜に出願する場合は、大学入学共通テストの受験を要しない。

注2 「1 出願資格」の(3)の7に該当する出願者は、本学において個別の入学資格審査が必要になるので、令和7年1月21日(火)までに必要書類を添えて本学へ申請すること。ただし、令和7年度大学入学共通テストの出願に際して、本学の入学資格審査を希望する場合は、令和6年8月30日(金)までに本学へ申請すること。

なお、申請者は申請前に、本学へ問い合わせること。（入学資格審査の申請書類などの詳細については、本学のホームページ（<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/guidelines-download/>）で確認すること。）

【問い合わせ先・申請書類の提出先】

愛媛大学教育学生支援部入試課

所在地：〒790-8577 松山市文京町3番

電話番号：089-927-9172

2 一般選抜における学内併願及び志望学科等の選択

(1) 学内併願

本学内の同一学部又は異なる学部・学科等を、前期日程と後期日程で併願することができる。

(2) 志望学科等の選択

志望学科等の選択は以下のとおりとなる。

① 教育学部志願者

前期日程では表1のとおり第2志望を認める。

表2の第1志望のサブコース・教科が指定する個別学力検査等1教科を受験し、第2志望は第1志望のサブコース・教科が指定する個別学力検査等1教科で合格者選考を行う。

ただし、小学校教育サブコースの「体育実技」「音楽実技」「美術実技」受験者以外で、「体育・保健体育教科」「音楽教科」「美術教科」を第2志望とする場合、第2志望の教科が指定する実技検査を受験しなくてはならず、実技検査で合格者選考を行う。

例) 第1志望：言語社会教育サブコース（個別学力検査：国語）

第2志望：生活健康・芸術教育サブコース 音楽教科（個別学力検査：音楽実技）

また、第1志望のサブコース・教科における個別学力検査で実技検査を選択した場合、第2志望は第1志望と異なる実技検査を必要とする教科を選択することはできない。

組合わせ不可の例) 第1志望：小学校教育サブコース（個別学力検査：体育実技）

第2志望：「音楽教科（個別学力検査：音楽実技）」又は「図画工作・美術教科（個別学力検査：美術実技）」

なお、後期日程では第2志望を選択することはできない。

表1 志望サブコース等の組合せ表

第1志望 \ 第2志望		教育発達実践コース			初等中等教科コース						
		幼年教育サブコース	特別支援教育サブコース	小学校教育サブコース	言語社会教育サブコース	科学教育サブコース	生活健康・芸術教育サブコース				
		家庭教科	体育・保健体育教科	音楽教科	図画工作・美術教科						
教育発達実践コース	幼年教育サブコース		○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別支援教育サブコース	○		○	○	○	○	○	○	○	
	小学校教育サブコース	○	○		○	○	○	○	○	○	
初等中等教科コース	言語社会教育サブコース	○	○	○		○	○	○	○	○	
	科学教育サブコース	○	○	○	○		○	○	○	○	
	生活健康・芸術教育サブコース	家庭教科	○	○	○	○	○		○	○	○
		体育・保健体育教科	○	○	○	○	○	○		×	×
		音楽教科	○	○	○	○	○	○	×		×
図画工作・美術教科	○	○	○	○	○	○	○	×	×		

(注) ○印は、第2志望を認める組合せを示す。

表2 第1志望のサブコース・教科が指定する個別学力検査の受験教科等

個別学力検査の受験教科等		国語	数学	理科	外国語	グループワーク	体育実技	音楽実技	美術実技	
教育発達実践コース	幼年教育サブコース	○	○	○	○	△	△	△	△	
	特別支援教育サブコース	○	○	○	○	△	△	△	△	
	小学校教育サブコース	○	○	○	○	○	○	○	○	
初等中等教科コース	言語社会教育サブコース	○	○	○	○	△	△	△	△	
	科学教育サブコース	○	○	○	○	△	△	△	△	
	生活健康・芸術教育サブコース	家庭教科	△	△	△	△	○	△	△	△
		体育・保健体育教科	△	△	△	△	△	○	△	△
		音楽教科	△	△	△	△	△	△	○	△
図画工作・美術教科		△	△	△	△	△	△	△	○	

<志望例1 受験教科等：国語>

第1志望：教育発達実践コース 幼年教育サブコース

第2志望：教育発達実践コース 小学校教育サブコース

<志望例2 受験教科等：美術実技>

第1志望：初等中等教科コース 生活健康・芸術教育サブコース 図画工作・美術教科

第2志望：初等中等教科コース 言語社会教育サブコース

<志望例3 受験教科等：音楽実技>

第1志望：教育発達実践コース 小学校教育サブコース

第2志望：初等中等教科コース 生活健康・芸術教育サブコース 音楽教科

<志望例4 受験教科等：数学・体育実技>

第1志望：初等中等教科コース 科学教育サブコース

第2志望：初等中等教科コース 生活健康・芸術教育サブコース 体育・保健体育教科

<志望例5 受験教科等：グループワーク>

第1志望：初等中等教科コース 生活健康・芸術教育サブコース 家庭教科

第2志望：教育発達実践コース 特別支援教育サブコース

「体育・保健体育教科」「音楽教科」「図画工作・美術教科」間の2志望は認めない。

※なお、第2志望は「なし」でも構わない。

② 社会共創学部志願者

志望学科・コースは第1志望のみとし、第2志望は認めない。

③ 医学部志願者

志望学科は第1志望のみとし、第2志望は認めない。

④ 農学部志願者

【前期日程】志望学科は、第3志望まで認める。

【後期日程】志望学科は、第3志望まで認める。

※なお、第2志望・第3志望は「なし」でも構わない。

3 一般選抜工学部工学科理型入試における出願時の希望分野

一般選抜理型入試の志願者は出願時に4分野に対する希望順位をつける。ただし、希望順位は合否判定に関係しない。なお、コースへの配属は2年次開始時となる。

学科	分野	コース
工学科	機械・システム分野	機械工学コース
		知能システム学コース
	電気・情報分野	電気電子工学コース
		コンピュータ科学コース
		応用情報工学コース
	材料・化学分野	材料デザイン工学コース
		化学・生命科学コース
	土木・環境分野	社会基盤工学コース
社会デザインコース		

4 総合型選抜の出願に当たっての留意事項

- (1) 合格し入学手続きを完了した者は、国公立大学の一般選抜の合格者とはなりえない。
- (2) 合格者は、令和7年2月19日(水)までに「入学辞退届」を提出しない場合には、国公立大学の一般選抜の合格者とはなりえない。

5 学校推薦型選抜の出願に当たっての留意事項

- (1) 国公立大学（独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学・学部を除く。以下同じ。詳細は公立大学協会ホームページ（<https://www.kodaikyo.org/>）を参照）の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含める。）への出願は、1つの大学・学部に限られている。
ただし、1つの大学・学部の学校推薦型選抜募集単位（学科・課程）について、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜で不合格となった場合は、同一の学科・課程の大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜に出願することができる。
- (2) 本学の学校推薦型選抜の出願要件は、出身学校長が責任をもって推薦でき、かつ、合格した場合は、入学を確約できる者としており、学校推薦型選抜の趣旨からみて、合格後、入学を辞退した場合は、翌年度以降の学校推薦型選抜において、当該学校からの出願を受理しないことがある。
- (3) 学校から推薦できる人数については、分校は本校とは別に1校として取り扱う。また、複数の課程（全日制、定時制、通信制）を置く学校については、各課程ごとに別枠で推薦できるものとする。
- (4) 合格者は、他の国公立大学に出願し、一般選抜を受験しても、合格者とはなりえない。
ただし、特別の事情により、令和7年2月19日(水)までに、推薦した出身学校長から「推薦入学辞退願」が提出され、本学の入学辞退許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本学の学校推薦型選抜が不合格となった場合に備えて、「前期日程」グループの大学・学部等から1つ、「後期日程」グループの大学・学部等から1つ、「公立大学中期日程」グループの大学・学部等から1つの合計3つの大学・学部等に出願することができる。
この場合には、大学入学共通テストについて、出願する大学の指定する教科・科目を受験しておく必要がある。